

# 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業 務 名：郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務
- (2) 目 的：令和3年11月に策定した、「郡山市保育・幼児教育ビジョン」の基本方針の取り組みに関する分析・評価及び保育施設・保育者へのアンケートを基に、国の新たな指針等を踏まえ、現状及び新たな課題に対する今後の基本方針を検討し、郡山市保育・幼児教育ビジョンを改定する。
- (3) 業 務 内 容：別紙仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間：契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案上限金額：¥5,247,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告の日の6年前の日から参加申込書の提出期限までの間に、地方公共団体の保育行政に関する計画等を策定する契約を締結した実績を有し、それを誠実に履行した者であること。

## 3 スケジュール

公告	令和8年6月8日（月）
質問受付締切	令和8年6月15日（月）
質問回答	令和8年6月17日（水）
参加申込書等受付締切	令和8年6月25日（木）
資格審査・結果通知	令和8年6月29日（月）（予定）
事業者選定	令和8年7月3日（金）（予定）
選定結果通知	令和8年7月7日（火）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和8年7月10日（金）（予定）

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和8年6月15日（月）午後5時（必着）
- (2) 質問方法：質問書（様式1）を担当部局に電子メールにより送付する。  
送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答日：令和8年6月17日（水）
- (4) 回答方法：質問者に対して電子メールにより回答書を送付する。  
併せて、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

#### 5 参加申込書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 企画提案書（任意様式にて作成する。）

##### (ア) 提出部数

7部（正本1部、副本6部とし、副本は事業者名を黒塗り又は非表示とすること。）

(イ) 提案は1社につき1案とし、次に掲げる事項を記載すること。

- ビジョン改定のコンセプト
- 保育施設・保育者に行うアンケート項目
- 収集・分析するデータの項目
- ビジョンの改定概要
- 業務全体のスケジュール
- 業務実施体制
- 過去に地方公共団体の保育行政に関する計画等を策定する契約を締結した実績  
※契約書等の写し及び成果品を添付

- ③ 参考見積書（任意様式にて1部）
- ④ 履歴事項全部証明書（写しでも可）
- ⑤ 法人概要（任意様式又はパンフレット等）
- ⑥ 委任状（支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出）

(2) 提出期間：令和8年6月9日（火）から令和8年6月25日（木）午後5時まで

(3) 提出方法：提出書類を担当部局に郵送又は持参する。（提出期間内必着）

※郵送の場合は、書類等の配達完了の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効にする。なお、発送した際には、その旨を担当部署に電話で連絡すること。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の受付とする。

#### 6 審査方法

##### (1) 資格審査

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。結果については、企画審査実施日まで

に書面により通知する。

- ① 参加資格の要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 参加申込書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## (2) 企画審査

郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する委員会において、提出された提案書等の審査及び評価を行い、評価委員の持ち点（各委員 100 点）を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。ただし、得点割合が 50%に満たない者は契約候補者及び次順位者とはしないものとする。

## 7 選定基準

企画審査は、以下の審査項目及び配点に基づき審査及び評価を行う。

審査項目		評価ポイント	配点
提案内容	的確性	本市の状況や業務目的を正しく理解し、適切なビジョンを改定するために有効な方針が示されているか。	20 点
	意欲	業務実施に対し意欲的であるか。	10 点
	創意工夫	仕様書に記載された内容のほか、新たな視点からの工夫はあるか。	15 点
	実現性	実施方法やスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。	15 点
	参考見積	提案内容に対し適切な金額であるか。※	15 点
実施体制	業務実施体制	業務を実施できる人員、技術力が確保されており、本市の要望等に迅速、柔軟に対応できるか。	10 点
	業務実績	同種の業務実績を有しており、実績の内容や成果が本業務にふさわしいものであるか。	15 点

※ 参考見積の採点方法は、「基本点（A）× 提案内容得点割合（B）」とする。

A：基本点

上限金額に対して 90%以上…5 点

上限金額に対して 50%以上 90%未満…10 点

上限金額に対して 50%未満…15 点

B：参考見積以外の提案内容に対する配点（合計 60 点）に対する得点割合

## 8 契約条件

(1) 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを

行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「6 審査方法」に規定する失格要件が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）第 8 条第 5 号の規定により免除する。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を一括して支払うものとする。

## 9 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 西庁舎 3 階

郡山市こども部保育課保育所管理係(担当：遠藤、川崎)

TEL：024-924-3541

FAX：024-924-3802

E-mail：hoiku@city.koriyama.lg.jp

## 10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類等による審査とし、企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書等審査結果通知までにヒアリングを実施する場合がある。
- (3) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (7) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。